

鳴沢村立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

鳴沢村教育委員会



## 目 次

1. 計画の趣旨・現状 . . . . . 1
2. 目標 . . . . . 4
3. 計画の期間 . . . . . 4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . . . 4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . . . . 7

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和7年法律第68号。以下「法」という。)の改正に伴い、法第7条の規定に基づき、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(以下「指針」という。)が改訂された。

指針において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、その他の関係法令に則り、教育職員の勤務時間管理及び健康管理、学校と教師の業務分担の見直しや適正化、在校時間の長時間化を防ぐための必要な環境整備等、教育職員の心身の健康を損なうことがないよう注意する安全配慮義務が、服務監督教育委員会である市区町村教育委員会の講ずべき措置として記載されている。

鳴沢村教育委員会(以下「教育委員会」という。)では、国による改訂後の指針に即して、業務量管理・健康確保措置実施計画(以下「計画」という。)を策定することとされているため、指針に即した計画を次のとおり策定する。

なお、この計画において「教育職員」は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条第2項で規定する教育職員とする。

### (2) 鳴沢村の現状

教育委員会では、令和2年10月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「鳴沢村教育委員会がサービスを監督する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」(以下「規則」という。)を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。こうした取組の結果、鳴沢村(以下「本村」という。)における教育職員の時間外在校等時間の状況については以下のとおりであった。

表1 令和6年度の状況

	教育職員一人当たりの平均時間外在校等時間	年平均月45時間以上の教育職員の割合	年平均月80時間以上の教育職員の割合
小学校	月39時間	40.48%	6.55%

※ 上記は、時間外在校等時間が月45時間、月80時間を上回る人数を月ごとに集計し割合を算出した後、その数値を年間で平均とした数。

本村の特徴として、教育職員の母数が少ないことから、年度によって割合数値の変動の幅が大きい。表 1 で示す時間外在校等時間が年平均 80 時間以上の教育職員の割合は、山梨県(以下「県」という。)が「山梨県公立学校働き方取組方針」(令和 7 年 3 月改定)で公表している「月当たりの正規の勤務時間が 80 時間を超過した教育職員の割合」での、県下による小学校の割合の 6.6%と同程度となっている。

表 2 令和 5 年度、令和 6 年度の月別の状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度	時間外在校等時間が月45時間以上であった教育職員数(80時間以上含む)	7	6	6	2	0	5	5	10	1	2	1	1
	時間外在校等時間が月80時間以上であった教育職員数	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	時間外在校等時間が月45時間以上であった教育職員数(80時間以上含む)	11	9	9	3	0	4	13	9	3	1	3	3
	時間外在校等時間が月80時間以上であった教育職員数	4	1	1	0	0	0	5	0	0	0	0	0

表 2 で示すとおり、「時間外在校等時間が月 45 時間以上及び月 80 時間以上であった月」が、令和 5 年度、令和 6 年度ともに同様な状況となっている。4 月から 6 月は、人事異動によって新年度に向けた事前準備が困難なこと、年度初めで児童や保護者との関係性構築に時間を要することなどが要因として考えられることから、この時期の時間外在校等時間が月 45 時間以上及び月 80 時間以上の教育職員の数を減少させるためには、すでに県及び市町村の「次期校務支援システム」の会議において行っているような様式等の標準化のほか、教育職員が使用するフォルダ構成の統一化など、県下全域での取り組み内容に寄与するところが多いと考えられる。

また、10 月、11 月に再度、時間外在校等時間が月 45 時間以上及び月 80 時間以上の教育職員数が多くなっている原因としては、校内研究などの「子供たちへの教育に対する研究」に時間を要していると考えられる。

表3 Ⅰ教育職員の年間合計時間外在校等時間の人数

	年合計 540 時間から 959 時間以上の教育職員数 (A)	年合計 960 時間以上の教育職員数 (B)
令和5年度	0	0
令和6年度	4	0

表3で示すとおり、Aの教育職員数は、令和5年度より令和6年度の方が増加している。このことから業務の見直しだけでは時間外在校等時間を縮減することに限界がある。前述のとおり年度末人事異動による要因の他、学習指導要領の改訂といった国の施策やシステムの標準化・統一化、フォルダ等の構築の一本化などの県の施策が本計画のKPI達成に深く関わっていると考えられる。

本村としても国や県の動向の注視及び要望を行っていくが、夏休みなどの長期休暇以外の時期は、時間外在校等時間が月45時間以上及び月80時間以上となっている教育職員が一定数いることを踏まえ、今後、更なる教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要であるため、法第8条に基づき本計画を次のとおり策定する。

## 2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・令和10年度末までに、年合計の時間外在校等時間を月平均45時間以下にする。
- ・計画期間中における、年合計の時間外在校等時間の月平均80時間以上の教育職員数を引き続き「0」とする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・全ての教育職員へのストレスチェックを実施する。
- ・ストレスチェックの結果によっては医師による診断等「医療へつなぐ体制」を令和10年度までに構築する。
- ・勤務間インターバルについて最低11時間確保できている割合を、令和11年度までに100%とする。
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。
- ・年次有給休暇の取得は、教育職員の権利であることを周知するなど、年次有給休暇の取得しやすい職場環境の構築を目指す。

## 3. 計画の期間

本計画の期間は令和8年度から令和11年度とする。

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本村では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### ○ 登下校の通学路における日常的な見守り活動等

学校保健安全法第27条において「児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導」については学校において計画を策定し、実施すべき旨規定されているが、すべての通学路に対し、教育職員のみにより安全上の指導を実施することは困難であるため、PTAなどを通じて保護者による通学路の見守り活動を依頼する。また、本村でも広報紙による地域住民の「ながら見守り」を周知することで、登下校時の通学路における日常的な見守り活動等を推進する。

○ 学校徴収金の徴収・管理

本村では令和2年度から給食費については無償化している。しかし、教材費や修学旅行等積立金などの徴収・管理業務は学校が担っている。教育基本法や学校教育法等の規定を超える部分については、教育サービスを提供する自治体の裁量に属するところであるため、地方自治法第225条に基づく、いわゆる「受益者負担の原則」や費用対効果を総合的に考慮し、財政的な面も関与するため首長部局と共に検討する。

○ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

保護者からの過剰な苦情や不当な要求等が教育職員にあった際には、山梨県教育委員会作成の「関係者からの過剰な要求等への対応マニュアル」に則り対応していく。その中で専門的な助言・指導が必要な場合は、山梨県によるスクールロイヤー派遣制度等を活用する。

○ 調査・統計等への回答や共同学校事務室との連携

- ・ 山梨県による「文書半減プロジェクト」などの成果により、令和5年度から文書の数は減少している。既に教育委員会が主体となって行う必要な調査については、内容の見直しやインターネット回答などを実施しているが、引き続き事務負担の軽減を図る。
- ・ 一村一校であるため、事務職員間の情報連携が困難である。令和7年3月に「山梨県公立小中学校「共同学校事務室の設置に関する手引き」が改訂され、複数の市町村間においても共同学校事務室への連携が可能となったことを受け近隣町に依頼し連携している。有意義であるため引き続き連携できるよう依頼していく。

○ ICT機器やネットワーク機器の日常的な保守・管理

本村では、学校関係のICT機器及びネットワークの保守を外部委託している。一部学習系ソフトではICT支援員が入っているが、基本的には契約した学習系ソフトに特化した内容となるため、年度毎に学校と必要性を確認していく。

○ 授業準備、学習評価や成績処理

校務支援システムの機能やAI、自動採点技術などのRPAの技術を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担の軽減を図る。

○ 支援が必要な児童・家庭への対応

- ・ 既に国の交付税分に上乗せする形で、村費でスクールカウンセラーの訪問回数を増やしているが、引き続き、専門的な知見を活用しつつ、教育職員が連携・協働した支援体制を構築するため、スクールカウンセラー等の学校訪問回数を充実する。
- ・ 教育委員会において、保育所や福祉等の関係機関と学校とが情報連携する会議を少な

くとも年2回は実施することで、学校が組織的に関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと、児童への支援を行うことのできる体制を構築する。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直すよう指導する。
- 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直しなど、日課表の工夫を行うよう指導する。

## (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対しては学校の管理職がラインケアを行い、100時間を超える教育職員に対しては医師による面接指導を実施する体制の構築を検討する。
- 勤務間インターバルについて最低11時間確保できている割合を、令和11年度末までに100%とする。
- 教育職員へのストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、学校に対して取得を促進する。
- テレワークの導入について、持ち帰り業務が増えてしまうことも懸念されるため令和10年度までに検討を行う。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、本村ホームページで公表するとともに、総合教育会議において報告することとする。
- 学校での児童等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局、関係機関とともに取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務支援システム内の出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本村で導入しているストレスチェックや学校へのヒアリングの結果から把握する。
- 教育委員会において、学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる場合や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている場合は、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、学校に対して支援・指導を実施する。
- 学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え学校へ本計画の周知を行うとともに、県等で実施する管理職向けのマネジメント等に関する研修への参加を促すなど、教育委員会からの支援を強化する。学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 計画策定後は保護者、地域の理解を促進するため、本村ホームページに本計画を掲載するなどを行い、保護者や地域の各自治会等に対して、「業務の3分類」をはじめとする、業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。